

事務連絡
平成22年 8月27日

都道府県新型インフルエンザワクチン担当部局 御中

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

国内産新型インフルエンザA(H1N1)ワクチンの医療機関在庫の引き上げについて

日頃より、新型インフルエンザ対策にご協力を頂き感謝申し上げます。

さて、昨年来、新型インフルエンザA(H1N1)ワクチン(以下「新型ワクチン」という)の供給については、特に供給開始当初は、需要が供給を大きく上回る中で、限られた期間内に迅速かつ円滑に新型ワクチンの供給を行わなければならない状況にありました。

そのため、国がその流通を管理し、都道府県における調整を踏まえ、現に必要とされる量のみが受託医療機関に納入される仕組みとしたため、当初より原則として返品を認めないこととしておりました。

一方で、接種の過剰予測や重複予約などにより、受託医療機関において新型ワクチンの過剰在庫が生じており、厚生労働省としてもこの問題の解決に向けて、関係者間の調整を鋭意行ってまいりました。

その結果、受託医療機関における在庫ワクチンについては、今般、製造販売業者、販売会社及び卸売販売業者それぞれのご理解を得て、製造・流通業界の負担により、引き上げていただくこととなりました。

引き上げに係る具体的な手順及び実施時期等については、下記にお示ししたとおりですので、ご協力をお願いするとともに貴管下流通関係者及び受託医療機関等への周知徹底をお願いいたします。

なお、今回の新型ワクチンの供給における諸問題について検証し、今後、関係者が連携してワクチンを迅速かつ円滑に供給できる体制の構築に活かしていくこととしております。